

一般社団法人日本木材輸出振興協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本木材輸出振興協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区後楽1丁目7番12号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国産材（国内で生産された丸太、加工品及び木造住宅部材等）の輸出を振興することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国産材を輸出する可能性のある国における国産材の輸出拡大に資するための相手国のニーズにあった木材加工技術の調査及び開発等による需要開発
- (2) 国産材の輸出に関する国内外の関連情報の収集及び調査研究
- (3) 国産材の輸出拡大に必要なセミナー、講習会の開催
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、第3条の目的に賛同する者で、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

ア 個人会員

イ 法人会員

(2) 特別賛助会員

- 2 個人会員及び法人会員は、当法人が実施するすべての事業へ参加し及び情報を享受することができるほか、総会での議決権を有するものとする。
- 3 特別賛助会員は、地方自治体を会員とし、当該会員は前項のうち、総会での議決権

を有さず、第8条に定める会費を不要とする。

(入会及び退会)

第7条 会員となるには、当法人所定の様式による申し込みを行い、会長の承認を得るものとする。

2 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第8条 会員（特別賛助会員を除く。）は、毎年、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (3) 会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき（特別賛助会員を除く。）
- (5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、第23条に定める総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行であった義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員等の種類及び人数)

第12条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

- 2 理事のうち、会長 1 名、副会長 4 名以内、専務理事 1 名を置く。
- 3 会長及び副会長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任)

第13条 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）は、正会員である個人又は法人の役員の中から総会において選任する。

- 2 会長・副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事にあっては 5 名以内、監事にあっては 1 名以内については、会員以外の学識経験者から選任することができる。

(職務)

第14条 理事のうち、会長及び副会長は、当法人の業務を執行し、当法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、当法人の運営に関する重要事項を審議する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査すること
 - (2) 財産及び会計の状況を監査すること
 - (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第15条 役員（役員）の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補欠として社員総会の議決により役員を選任する。ただし、補欠として選任された役員（役員）の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、第23条本文の規定にかかわらず、出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。ただし、監事の解任は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

第4章 総会

(種類等)

第18条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎年6月に開催し、臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員からの請求のあったとき

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員は、各々1個の議決権を有する。

(権限)

第20条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 合併・解散
- (6) その他当法人の運営に関する重要な事項

(召集)

第21条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第23条 総会は、総正会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。ただし、一般社団・財団法人法第49条第2項各号に掲げる決議(特別決議)は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の賛成を必要とする。

(書面表決等)

第24条 正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決

権を行使することができ、書面又は代理人により議決権を行使した正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した者のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

第5章 理事会

(構成及び開催)

第26条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全理事をもって構成する。
- 3 理事会は、毎年2回以上開催する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に定めるほか次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他当法人の運営又は活動に関する事項

(召集)

第28条 理事会は、必要に応じ会長又は副会長がこれを召集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

(決議)

第30条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 理事会の決議は、出席した理事の過半数の賛成をもって決する。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提

案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金)

第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、一般社団・財団法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を精算人において別に定めるものとする。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第34条 当法人は、事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長又は副会長が別に定める。

第8章 計算

(資産の構成)

第35条 当法人の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 基金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、会長及び副会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第37条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第39条 当法人は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長又は副会長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長又は副会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第40条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規定
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書
- (10) 前項の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第41条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第42条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

第11章 利益の分配及び残余財産の処分

(利益の分配等)

第43条 当法人は、役員又は会員等に対し、剰余金の分配等、特別の利益を与えること

ができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総正会員の過半数であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 当法人は、第23条に定める総会の特別決議その他法令の定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 当法人が解散したときに残存する財産の帰属は、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人のうちから、総会の決議により定める。

附 則

(委任)

第47条 当法人の会務執行のために必要な規程は、総会の決議を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおり。

設立時代表理事 安藤直人

設立時代表理事 吉条良明

設立時理事 安藤直人

設立時理事 吉条良明

設立時理事 林 正博

設立時理事 遠藤日雄

設立時監事 荒谷明日兒

(設立時社員の名称及び住所)

第50条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおり。

設立時社員

住所 略

氏名 安藤直人

設立時社員

住所 略

氏名 吉条良明

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

附 則

この定款は、平成 23 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。